

## 「内閣府への権限集中－経済安保推進法等改正の狙い

井原 聰（東北大学名誉教授）

### はじめに

経済安保推進法（以下、推進法）が3年目を迎え規定により見直しが行われ、改正案が2026年3月19日提出され、衆議院内閣委員会に4月28日付託された。題して「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」（以下、法案）である。

大きな変更項目は概要によれば以下の通り。

1. 重要な物資の安定的供給の確保
  - ①重要物質について、その供給に不可欠な役務の支援
  - ②相互連携・協力の努力義務、協力要請
2. 基幹インフラ役務の安定的な供給確保
  - ①医療分野の追加
  - ②制度の運用改善
3. 先進的な重要技術の開発支援  
指定基金協議会を設置できる基金の対象を拡大
4. 重要な海外事業の促進（新設）  
経済安全保障上重要な海外事業の支援
5. 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）  
総合的な調査研究・政策提言を行う業務

の五項目が強調されている。

以下、条文に則して主な改正点について検討を加える。

### 1. 目的

推進法第1条、第2条では、法案は、目的規定

に、従来の重要物資、基幹インフラ、先端重要技術をさらに拡張し、「特定海外事業の促進」を追加し、基本方針の記載事項には、官民協議会と調査研究に関する事項を加えている。

法律案第1条には「特定海外事業の促進に関する制度」を加え、第2条2項には官民協議会と調査研究、特定海外事業促進を組み込む改正となっている。また「安全保障の確保に関する経済施策」という極めてあいまいな概念で、海外港湾、データセンター、医療DX、研究基金、民間企業の情報共有、株式会社国際協力銀行（JBIC）金融まで取り込み、内閣主導で広範な経済活動を安全保障政策に従属させる建付けとなっており、経済安全保障を盾に経済活動に国家権力の介入を拡大したのものとなっている。

### 2. 「官民協議会」の新設の問題点

新設3条の2に官民協議会の創設がうたわれている。これは従来の研究者を支援する通称官民協議会と称してきた「官民協議会」とは異なるもので、内閣総理大臣は経済活動に対して行われる「国家及び国民の安全を害する行為」を未然に防止するため、「官民協議会」を組織するという。その構成員には、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定供給確保事業者、特定社会基盤事業者、その他内閣総理大臣が必要と認める事業者、学識経験者等（同意を得た者であること）となっている。官民協議会の構成員に対し、資料提供、説明、意見表明その他の協力を求めることができ、構成員は正当な理由がある場合を除き応じなければならない、

<b>目次</b>	p.1-5 内閣府への権限集中－経済安保推進法等改正の狙い 井原 聰
	p.5-9 「第7期 科学技術・イノベーション基本計画」に対する批判的検討（上）井原 聰
	p.10 紹介 「トランプとAnthropicの争いの核心にある核の悪夢」

とある。構成員がどのように選ばれるのかは不明であるが、内閣総理大臣への権力集中を一層強める組織といえる。

第1にどのような事業者が協議会に入れるのか、どのような学識経験者が呼ばれるのか、どの業界団体が呼ばれるのかによって、政府の機微情報や政策方向を早期に知ることができる可能性があり、選ばれなかった者と競争上の格差が生まれることになる。

第2に、条文上は「正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない」とされており、「協力要請」が事実上の義務に近いと考えられる。協議会は単なる意見交換の場ではなく、いったん構成員になれば、資料提供や説明を拒めず、事業者に対して強い情報提供圧力をかける制度となっている。その構成員がどのように選ばれるのかも不明で政府の手玉に取られるような恐怖を筆者は感じる。

第3に構成員となった事業者の営業秘密・競争政策上の秘密の開示が求められその後の活動に支障が起きることもありうる。官民協議会では、サプライチェーン、調達先、脆弱性、設備、技術、供給能力、海外リスクなど、企業にとって極めて機微な情報が扱われる。独占禁止法上の整理、情報遮断、議事管理、非公開情報の目的外使用禁止、漏洩リスクなどに対する対策が法文上書かれてはいるが実効性が乏しい。

第4に資料提供を求められた資料提供者は資料の取扱いについて意見を付することができるが、条文は「特に必要があると認めるとき」はその限りでない、として提供側が「これはこの範囲でしか使わないでほしい」と意見を付しても、安全保障上必要とされれば超えられる可能性がある。

以上によりこの条文には最低限、「協議会参加・不参加による不利益取扱い禁止」、「協力要請を拒否できる明確な基準」、「営業秘密・個人情報・競争情報の保護」が不可欠で、「議事概要の機密を要しない版の公開」、「構成員選定基準の公開」あるいは第三者による監視委員会などの設置が求められる。

### 3. 経済安全保障シンクタンク・調査研究制度の問題点

新設3条の3では、政府が経済安全保障に関する調査研究基本指針を定め、内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定を経て公表する、新設3条の4では、内閣総理大臣がその指針に基づいて調査研

究を行い、独立行政法人経済産業研究所（以下、RIETI）に業務の一部を行わせることができ、さらに一定基準を満たす法人への委託も可能としている。また、調査研究を一定の法人に委託することも可能で、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）を委託先とし、国家公務員並みの守秘義務を課している。守秘義務があるため、研究成果のうち何が公開され、何が非公開になるのかが不透明で、国会や市民が政策の根拠を検証できなくなることが危惧される。加えて問題なのは、選定手続、利益相反審査、公開性までは十分明記されていない。

調査研究機関が特定企業、業界団体、特定技術分野と密接な関係を持っている場合、その調査研究が産業政策の誘導に使われる危険がある。安全保障を名目とする非公開研究が、実際には特定産業への政策資源配分を正当化することにならないとも限らない。

### 4. 基本指針の評価・見直しと第三者委員会

第6条には、政府が安定供給確保基本指針に基づく施策の実施状況を適時に評価し、必要があれば指針を変更しなければならない、という規定が追加されるが、評価の主体、方法、公表など、第三者の客観性が担保されていない。政府が自分で政策を実施し、自分で評価し、自分で必要性を判断する構造で、経済安全保障政策は補助金、規制、情報非公開、特定企業支援を伴うため、独立性のある外部評価が不可欠で、評価結果の公表、国会報告、会計検査院的な検証、第三者委員会、対象事業者以外からの意見聴取を法律上明記すべきである。

### 5. 「特定重要物資」概念に、供給不可欠役務を追加

第7条は、重要物資だけではなく、供給に不可欠な役務で、専らその供給のために用いられる「物資等供給不可欠役務」を前提に、特定重要物資を指定できるようにする改正である。法律案では、生産基盤だけでなく「生産若しくは提供に係る基盤」、生産技術だけではなく「生産若しくは提供に係る技術」という形に拡大されている。

「供給に不可欠な役務」という概念は、実務上は光海底ケーブルの敷設・保守、人工衛星打上げ、船舶修理など、どれも不可欠役務である。条文では「専ら当該物資等の供給のために用いられるもの」と限定しているが、現実の役務は複数用途にまたがり、この限定がどこまで実効的かは疑問である。政府が「この役務は重要物資供給に不可欠」と判断すれば、広範なサプライチェーンが経済安

全保障政策の対象になる。

## 6. 関係者の相互連携・協力の努力義務

新設第8条の2は、国、特定重要物資等の生産・輸入・販売事業者、供給不可欠役務の提供事業者、特定重要物資の供給を受ける者などの関係者に、相互に連携し協力するよう努める義務を課している。また、国はその協力が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるよう努めるとされている。

条文上は努力義務だが、補助金、認定、官民協議会、情報提供、行政指導と組み合わせると、努力義務は実質的な行動規範になることが危惧される。特に「協力」の内容が明確でなく、価格調整なのか、供給先変更なのか、設備投資なのか、海外調達先の見直しなのか、技術情報の共有なのか、事業継続義務のかなどが不明確で、事業者にとっては、どこまで協力しなければならないのか予測しにくい制度となっている。

## 7. 事業廃止・譲渡・移転等への資料提供・協力要請

新設第9条の2は、特定重要物資等の生産、輸入、販売、または供給不可欠役務の提供事業について、廃止、譲渡、移転その他の行為が行われ、または行われようとする場合に、主務大臣が関係者に資料・情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができるとしているうえ、その影響を踏まえて、供給確保計画の作成・提出を促すこともできるという。

企業の事業再編、M&A、事業撤退、海外移転に対して、政府が情報提供を求め、場合によっては供給確保計画の作成を促す制度で、事業の円滑な自主的運営を阻む危険性がある。企業の撤退・譲渡・移転の自由に対する行政関与が拡大すること。情報提供の範囲が広いことで、事業譲渡や撤退に関する情報は、営業秘密、契約交渉、雇用、財務、取引先、技術、海外戦略に関わるが、これを行政が広く求めることができる一方で、情報の利用目的、保存期間、第三者提供、秘密保持、企業側の不服申立てが十分に明示されていないこと。このようなことから実質的な事業継続圧力になり得ることなど、事業活動への政府の介入がしやすいことなど問題点が多い。

## 8. 認定供給確保事業者からの申出と、第三者への協力要請

新設第11条の2は、認定供給確保事業者が、原材料等を供給する他の事業者や供給不可欠役務

提供事業者の廃止、譲渡、移転等により、認定供給確保計画の実施が困難になるおそれがある場合、主務大臣に措置を申し出ることができ、主務大臣は、特に必要があると認めるとき、その事由に関係する者に対して必要な協力を求めることができる。これは認定事業者本人だけでなく、その取引先、下請け、原材料供給者、役務提供者など、サプライチェーン上の第三者まで行政の協力要請の対象になるというものである。国の認定を受けた特定企業の計画を守るために、別の民間事業者が行政要請を受ける構造で、契約の自由や事業撤退の自由との緊張関係が発生し、ある事業者が採算悪化で事業撤退したい場合でも、その企業が認定供給確保事業者の供給網に組み込まれていれば、主務大臣から協力を求められる可能性があるというところでもない規定である。当然ながら、協りに伴う費用負担、損失補償、契約上の責任、守秘義務、拒否できる理由など明確にされなければならない。

## 9. 基幹インフラ制度への医療分野の追加

第50条1項に新14号が追加され、特定社会基盤事業として、医療に係る事業のうち、病院が行う医業・歯科医業、および医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う一定の医療情報化推進業務が加えられている。この改正は、医療機関へのサイバー攻撃、電子カルテ、電子処方箋、オンライン資格確認などの安全性対応で医療情報インフラが止まれば診療継続に重大な支障が出るからという理由のようだが、医療を経済安全保障法制の枠内に入れることには慎重な議論が不可欠である。医療は、患者の生命・身体・プライバシー・医師の専門的判断・地域医療に関わる領域で、基幹インフラ制度は、重要設備の導入・維持管理委託を事前審査する制度である。つまり病院のシステム調達、電子カルテ、ネットワーク、クラウド、医療情報システム、場合によっては医療DX関連の委託先選定に、経済安全保障上の審査がかかる可能性がでてくることになる。法律上は病院一般を含みうる書きぶりだが運用上は「特定機能病院を念頭」において省令で絞るようである。実際にどの病院が指定され、どの設備が届出対象になるかは省令に大きく委ねられることになっているが、法律段階で、対象を特定機能病院、災害拠点病院、高度急性期医療、地域の代替困難性などに明確に限定すべきである。

## 10. 基幹インフラ制度の運用改善

第 52 条、53 条では、特定重要設備やその構成設備、委託の届出・経過措置に関する見直しが行われており、法案では、特定重要設備の一部を構成する設備・機器・装置・プログラムであって、主務省令で定めるものを明記するなど、制度運用の細部を改めている。

何が「重要設備」なのか、何がその「一部を構成する設備・機器・装置・プログラム」なのかによって、事業者の負担は大きく変わる。特に医療機関は、サイバーセキュリティ専門部署を十分に持たない場合も多く、届出・審査・委託管理が過度に複雑になると、本来の診療に影響が出る。医療分野では、制度設計に厚労省、医療機関、患者情報保護の専門家を強く関与させた熟議が不可欠である。

## 11. 研究協議会と指定基金協議会

第 62 条の協議会は、特定重要技術の研究開発について、研究開発大臣、研究代表者、関係行政機関、研究実施者、調査研究機関などが関与し、資料提供・説明・意見表明などが行われる仕組みだが、改正案では、ここに関わる調査研究機関が、従来の「特定重要技術」専門の調査研究機関から、より一般的な「安全保障の確保に関する経済施策」全般を扱う調査研究機関へ拡大される。政府側が委託・形成する調査研究機関が、国内外の技術動向、研究者情報、研究機関情報、産業情報、安全保障上の評価を集め、それを協議会に持ち込むことで、協議会は、研究者を支援する場であると同時に、研究開発を安全保障政策の情報網の中に置く場となってしまうことが危惧される。「伴走支援」というよりは、研究開発に対する政策的監視・方向づけの制度化と言える。

第 63 条は、指定基金として指定できる基金について、研究開発独立行政法人だけでなく、特別の法律により設立された法人が設ける基金まで拡大する。さらに、その基金により行われる研究開発等に特定重要技術の研究開発等が含まれるものも対象に加えるという。第 64 条は削除

この改正は、基金全体が安全保障目的でなくても、その中に特定重要技術の研究開発が含まれれば、指定基金協議会の対象になる。指定基金協議会では、官民が守秘義務のもとで情報共有し、研究開発を伴走支援する仕組みが想定される。

基礎研究、医療研究、農業研究、情報科学研究などが、部分的に安全保障目的に加えられ、研究成果の公開、国際共同研究、外国人研究者・留学生の参加、論文発表、データ共有に萎縮効果が及ぶ可

能性が危惧される。

学術の自由、研究成果公開の原則、国際共同研究の不利益防止、秘密指定の範囲、研究者への不利益取扱い禁止を明文化することが不可欠と言える。

## 12. 特定海外事業促進基本指針と「特定海外事業」

新設第 85 条の 2 は、特定海外事業の定義。対象は、海外で事業者が行う、①国際的な物資輸送に必要な港湾等の施設・設備の整備・運用、②日本の特定社会基盤役務に用いられる海外施設・設備の整備・運用、③特定社会基盤役務の安定提供に重要な技術を利用した海外施設・設備の整備・運用で、将来日本がその技術を外部依存するおそれがあるもので、政府は特定海外事業促進基本指針を定め、内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定・公表する建付けになっている。従来の経済安全保障推進法は、主に国内の供給網や基幹インフラを守る制度であったが、第 85 条の 2 は、海外港湾、海外設備、海外インフラ、海外技術展開を日本の経済安全保障政策として支援する道を開いた。

「国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網」「外部への依存の低減」「将来の外部依存のおそれ」という抽象的表現で政府の恣意的運用の幅が大きく、海外でのトラブルのリスクが格段と大きい。港湾、通信、データセンター、エネルギー、医療情報、外航船の燃料補給拠点、衛星通信システムの地上設備、オープン RAN システムなど、広い海外事業が対象となる。これは単なる「サプライチェーン支援」ではなく、海外インフラ投資を安全保障政策として位置づけるもので、相手国の主権、環境、人権、労働、汚職、債務持続可能性などを法律上明示していない。

## 13. 株式会社国際協力銀行 (JBIC)

第 85 条の 7 は、主務大臣が認定特定海外事業者に対し、必要な情報提供、助言その他の支援を行うとき、85 条の 8 では、JBIC が認定特定海外事業に必要な資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債務保証、公社債取得、出資を行うもので、85 条の 9 では、主務大臣が関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料・情報提供、説明、意見表明その他必要な協力を求めることができるとなっている。85 条の 10 は、国が認定特定海外事業に必要な資金の確保に努めるともある。

認定特定海外事業者に対して、政府が情報・助言を与え、JBIC が金融を供与し、国が資金確保に

努める。これは、特定の海外事業を国家政策として後押しする制度となっており、事業が成功すれば、利益は基本的に事業者に帰属し、失敗した場合、JBIC や政府資金、国税が損失を負う。安全保障を理由にすると、採算性やリスクが問題となる事業でも、公的支援が正当化されるようなシステムを構築するものである。

第 85 条の 9 の「その他の関係者」への資料・情報提供要請は広すぎ、海外事業に関係する企業、金融機関、商社、コンサル、自治体、場合によっては研究機関まで、協力要請の対象になり得る。情報利用目的、営業秘密保護、拒否権、不利益取扱い禁止のような議論が不可欠である。

#### 14. JBIC 法 1 条 2 項の目的に経済安全保障を追加

JBIC 法第 1 条に新 2 項が追加され、JBIC は、認定特定海外事業の実施に必要な金融を行い、安全保障の確保に関する経済施策の総合的・効果的な推進に寄与することを目的とするとされ、もともとの国際金融、資源開発、輸出入・海外展開支援、国際経済秩序への対応などを担う政策金融機関としての JBIC を変質させることになる。

JBIC 法第 13 条 1 項 3 号は、JBIC が貸付け・出資を行わなければ民間から十分な貸付け・出資が行われず、JBIC が行えば民間資金が十分に行われると認められる場合に、認定特定海外事業への貸付け・出資を可能とする。13 条 3 項は、その業務に係る損失額が、新勘定の資本金、準備金、劣後的政府貸付けの借入金額の合計の範囲内となるよう条件を定めるとしている。

この制度は、JBIC に対する主務大臣の統制を強めるもので、指針と基本方針を通じて、どの海外事業を支援すべきか、どの程度リスクを取るべきか、どのように監視するかが行政主導で決まるものだが、経済安全保障上重要だと政治的に判断さ

するリスクがある。

JBIC 法第 32 条には、政府が劣後的政府貸付けられた事業について、JBIC がどこまで独立したリスク審査を維持できるのかが問題である。特に大型海外インフラでは、外交関係、相手国政府、特定企業、地政学的対抗関係が絡み、金融判断が政治化を行う場合、債権の全部または一部を免除し、または通常より会社に有利な条件を付することができる、という規定が追加された。さらに、JBIC は劣後的政府貸付けを勘定ごとに整理しなければならないとされ、債権免除が可能ということは、政府から JBIC への貸付けが、最終的に返済されない可能性を制度上予定しており、安全保障を理由に、損失が国民負担へ転嫁される可能性がある。

そうだとすれば、最低限、「劣後的政府貸付けの総額上限」、「案件別上限」、「債権免除時の国会承認または報告」、「会計検査院による検査」、「支援先企業名・支援理由の非機密版公開」、「環境・人権・汚職リスク評価」が不可欠である。

#### おわりに

経済安全保障の名のもとで、事業者の情報提供、事業再編、海外展開、研究開発、医療情報基盤に対する行政関与が広範に拡大し、しかも、その多くは、基本指針、省令、主務大臣の判断、官民協議会の運営に委ねられており、国会による統制、第三者的検証、不利益取扱いの禁止、営業秘密・競争情報の保護が十分に制度化されているとは言い難い。

事業者は官に癒着の構造をとらざるを得なくなり、日本の経済は停滞することは目に見えている。それぞれの条文で問題点を指摘し、批判を加えてきたが、この改正案の問題点と危険な試みがあまりにも知られていない。ちいさなニュースレター紙上で螻蛄の斧だが、このような声のあったことは記録に残しておきたい。

## 「第7期 科学技術・イノベーション基本計画」に対する批判的検討（上）

井原 聰（東北大学名誉教授）

### はじめに

第 7 期科学技術・イノベーション基本計画素案（以下、「草案」）のパブコメが去る 2 月 5 日～19 日に行われた。わずか 2 週間であった（521 件の意見あり）。パブコメの開催期間は原則 30 日以上

だが特別な事情がある場合はそれ以下でも可とされる。予算案の議論が省略され強行採決されたことに厳しく抗議するとともに、予算採決の目論見と連動していたのか、パブコメも短時間で済まされてしまい、3 月 27 日には閣議決定をみて「第 7

期科学技術・イノベーション基本計画」(以下、「第7期基本計画」となった。

なお「草案」が提出される前に日本学術会議は「提言」を出している。どのように反映されたのかについて、またパブコメにも意見を出していたので、その後どのように修正・加筆されたかにも若干触れながら、「第7期基本計画」を検討する。

「草案」段階での詳細な検討は野村康秀「科学技術基本計画—改定と安保政策—」(『経済』2026.4)と野中郁恵「第7期『科学技術・イノベーション基本計画(答申素案)』に対する見解」(軍学共同反対連絡会NL110号、2026.2.7)、日本私大教連中央執行委員会「『第7期科学技術・イノベーション基本計画(素案)』に対する見解」(2026年3月17日)があるので参考までに記しておく。

「第7期基本計画」は以下の章立てになっている。はじめに

第1章 基本的考え方

第2章 知の基盤としての「科学の再興」①

第3章 技術領域の戦略的重点化②

第4章 科学技術と国家安全保障との有機的連携③

第5章 産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化④

第6章 戦略的科学技術外交の推進⑤

第7章 推進体制・ガバナンスの改革⑥

別紙 第7期科学技術・イノベーション基本計画の指標と目標について

①～⑥は「第7期基本計画」の6本の柱に相当している章で筆者が付した。

(2026年3月27日閣議決定)

「第7期基本計画」は、「科学の再興」「研究力の回復」などにまず触れているが、科学や研究力の定義そのものが曖昧のままなので、科学を「知の探究」として捉えるのに弱く、「人類の公共財」としての捉え方がなく、「科学の再建」「研究力の回復」という問題を、国家の競争力、経済安全保障、産業競争力、外交・安全保障政策の手段としてしか位置付けていないのが大きな特徴である。

また「第7期基本計画」はTop10%補正論文数の低下、基礎研究継続の困難、大学研究開発費の横ばいを研究力低下として認めてはいるが、計画全体では、基盤的経費の回復よりも、「国家戦略」「重点技術」「安全保障」「産学官連携」「社会実装」「司令塔機能」の強化へと核心部分がずれていってしまい、日本を「再び世界の高みに押し上げる」という掛け声にすりかわり、科学技術・イノベ

ション政策がすべてという「国家戦略の中核」としたのも特徴である。

「第7期基本計画」には、日本学術会議の「提言」を反映させたように見せかけたものか、研究者の自由な発想、学術の自律性、大学の自治を尊重する文言やELSI、総合知などが随所に出てくる。しかし、その文言は、国家安全保障、経済成長、産業政策、研究セキュリティ、国際競争の論理に包摂され、日本学術会議の言わんとした方向と外れていたり、真逆であったりし、科学を国家目的に従属させる制度設計となっている。

「第7期基本計画」には過去の6回にわたって位置づけられてきた「日本学術会議」はその名称さえ記載されることはなかった。かわりに科学者コミュニティなる用語が多出するが、6回までに毎回多出した科学者コミュニティはその代表としての日本学術会議として意味の上ではセットで使われてきたが、「第7期基本計画」では日本学術会議は排除され、科学者コミュニティの一つの組織として、特別の扱いをしない形となった。したがって本年10月に誕生する「新学術会議」は「憲章案」で数ある学術団体の一組織と違うことを科学者コミュニティにいか理解してもらおうかが問われてもいる。

## 1. 基本的考え方

第1章は、「第7期基本計画」の全体を俯瞰する章で、人口減少、地政学的リスク、国際秩序の不安定化、AI・量子・半導体・バイオ等をめぐる国家間競争が強調され、科学技術・イノベーションは「国力の源泉」と位置づけられている。とくに問題なのは、科学技術政策と国家安全保障政策との「有機的な連携」を政策転換の柱として、デュアルユース技術の研究開発・社会実装、研究セキュリティ、経済安全保障の観点を一体として推進するという点にある。

### 1) 危機意識を煽り、国家介入を正当化?

「草案」では「国際社会は『ルールベースの国際秩序』から、パワー・技術・経済安全保障を基軸とする新たな国際秩序へと大きく移行しつつある。米国と中国の戦略的対立の長期化、ウクライナ侵略に代表される武力紛争の現実化、権威主義体制の台頭、保護主義の復活を背景に、国際秩序は不安定化の度合いを急速に高めている」(3頁)と情勢認識を述べているが、トランプ米大統領やプーチン大統領らの無謀な国際法違反の蛮行を「新たな国際秩序」として、正当化し、情勢の不安定化を

煽ぎたてるかの情勢認識はさすがトーンダウンし、「国際経済秩序に目を転じると、1980年代以降の新自由主義、グローバル化が世界の成長をけん引してきた一方で、国際社会は格差の拡大、グローバル・インバランスの拡大や、サプライチェーンリスクの顕在化などに直面しており、昨今の米国による一連の関税措置など、従来の自由貿易体制を揺るがす動きも生じている。」と替えられた。

しかし「国際秩序の不安定化の中で、経済と安全保障の境目がなくなりつつあり、先端技術の獲得が経済成長のみならず国家安全保障に大きな影響を及ぼすことから、AI、量子、半導体、バイオ、宇宙、サイバー、原子力といった先端科学・技術分野は、国家の競争力と安全保障を左右する最前線（フロントライン）となった」（4頁）という。いうまでもないことだが国家間の競争力、国力を測るものは先端技術だけではない。ましてや「先端科学技術分野は国家の競争力と安全保障を左右する最前線（フロントライン）となった」とは米中の間ならともかく、国際社会にあってはいいすぎであろう。科学・技術分野は国際的な研究交流・研究協力で開かれて展開されており、グローバル公共財であり、商品のような競争の世界ではない。いたずらに危機感を煽り、それは大変だから政府が手を打つとする、国家の介入を正当化するような流れを演出する現状認識にはやはり疑問なしとしない。

## 2) 研究力

「総じて、日本の研究力や産業競争力は諸外国に比して低下しており、アカデミア、産業界ともに、『縦割り』、『自前主義』、『リニア型イノベーション』等にとらわれていること、AI時代に即したデジタル転換に遅れたことがその一因と言えよう」（6頁）と他人事のように述べているが、こうした事態の一端はこれまでの基本計画にも問題があったといえる。この基本計画の歴史の中で「研究力」向上をどう位置付け、政策対応をしてきたのかの総括もなく、いきなり、縦割り、自前主義、リニア型イノベーションにとらわれていること、「AI時代に即したデジタル転換に遅れた」のが一因といわれても納得できるものではない。それでは、この基本計画の役割は何であったのかを問わざるを得ない。

一方で「研究力強化には、URAを始めとした研究開発マネジメント人材やファンドレイザーなどの新たな専門職、技術職員、事務職員などアカデミアの全ての構成員の協働が必須である。しかし、

その活動基盤は十分とは言えない状況であり、多様な科学技術人材の育成・確保による、大学等の組織力向上のための一層の取組が必要である」（9頁）という。パブコメ意見で一番多かった意見として科学技術人材に関するものであったというが、これに反映・吸収されたとも解される（パブコメ「結果報告」）が、十分な活動基盤を具体的に提起してこなかった総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）にこそ責任があったのではないか？その問題を棚上げて、大学の活動基盤が不十分とここでも他人事のような書きぶりは、この計画が、誰も責任をとらなくてもよいということを物語っているのかもしれない。

## 3) 政策の転換—安全保障を計画に織り込む

「科学技術の力により、経済的な豊かさだけでなく、質的な豊かさや多様さを実現し、国民一人ひとりが生きがいを持って社会参加を続けることができ、誰もが心身ともに『豊かで』『活力があり』『希望にあふれた』人生を送ることができる、一人ひとりの多様な well-being にチャレンジし、実現できる社会」（11頁）と、今、実現して欲しいような月並みな近未来像の上に、多様な well-being にチャレンジするのは一人ひとりだといい、いかにすればそのような「希望にあふれた」人生が送れるのか、基本方針には書かれていない。

「科学技術は、経済成長のみならず、安全保障上の目標を達成するために不可欠な基盤であり、科学技術とイノベーションのエコシステムの国際的な競争力を確立・強化することこそが我が国の国力の源泉となる。今後は、科学技術・イノベーション政策と国家安全保障政策とで、それぞれの目的を踏まえ、状況に応じて柔軟に調整を図ることにより、有機的な連携を一層強化し、より効果的に機能するように政策体系を構築していく」（11頁）とある。かくして科学技術・イノベーション政策と国家安全保障政策が一体となって運用されることとなり、科学技術政策は安全保障という名の軍事に包摂されることとなる。このような状況は、七〇年にわたって培ってきた研究の平和文化を破壊するもので、断じて許されるものではない。日本学術会議のパブコメ意見には第2章、第7章の意見のみで、この点の指摘がなかったことは残念である。

「デュアルユース技術を含む先端技術の研究開発及び社会実装を戦略的に推進するとともに、戦略的自律性と不可欠性の観点から、重要技術、サ

プライチェーン、重要インフラ、データ基盤の強化を図る。また、研究セキュリティの最適化を図りつつ、デュアルユース研究の産学官連携を深化させる。経済安全保障の観点重視した技術力の強化を図っていく」という。これはまさにオスロ・マニュアルのイノベーションである。要するに新しいものや価値、プロダクトを創造し、それを社会に実装し、活用することなのである（OECD / Eurostat, Oslo Manual 2018）。いわば科学技術・イノベーションとは先端科学・技術分野の成果を社会実装するシステムなのである。

またよく出てくる「戦略的自律性」と「不可欠性」は経済安保法が作り出した「敵」を「攻める」ための体のいい文言で、研究対象が特定重要技術に指定されると協議の上ではあるが、その研究に関する官が所有する機微情報がもらえる。それが「特定重要技術研究開発協議会」で、そうなる研究は官が伴奏支援して「一気通貫」で社会実装、防衛装備実装されることが可能な仕組みになっている。戦後八〇年守られてきた反戦平和の誓いが、破られようとしている。

#### 4) 研究費増額？

一方「研究現場の人への投資を強化するとともに、傷んだ研究基盤を回復させ、必ずしも出口を意識しない幅広く多様な研究開発が行われる研究環境を実現するために、国立大学法人・国立研究開発法人（国研）等の運営費交付金の在り方や科学研究費助成事業（科研費）などの競争的研究費の見直しに取り組み、基盤的経費を確保するとともに、基礎研究・学術研究に対する支援を質的・量的に強化する」（13頁）と心強いことがうたわれるが、他方「必ずしも出口を意識しない幅広く多様な研究開発」は、大学人を意識してのことであろうが、出口を見定めるイノベーションと矛盾する主張である。この文書には何か所か論理が破綻しているところあり、質の悪い官僚の作文をにおわせてもいる。

それはさておき、基盤的経費の増額等も第六期同様に予算措置や具体的段取りはなく、同じ轍を踏むことになるのではないかと考えるが、高市首相は5月13日に経団連と会談し、経団連の申し入れを受けて科研費の増額を予算に組み込むことを約束したという（読売 Web 版「新技術立国へ大学などの研究費「増額」…高市首相「基礎研究力は国力に直結する」5月13日）。朗報だが特定の分野や研究機器類への配分ではなく人文・社会分野

やボトムアップの研究が潤うことを願う、

#### 5) 「総合知」

さらに日本学術会議の「総合知」や ELSI、コミュニティサイエンスの扱いには問題がある。一般市民の「正しく、深い理解」と「後押し」が不可欠であるとし、科学技術コミュニケーションを社会的合意形成に資する取組として位置づけてはいるが、合意形成は、政策そのものを問い直す民主的過程としてではなく、科学技術・イノベーション政策への受容を高めるための広報・動員に近い扱いで、日本学術会議の体のいい文言だけをピックアップし政策宣伝に利用したといえる。

#### 6) 「光と影」

「光と影」を認識するという記述はあるが、影の側面を抑制する制度的歯止め、独立審査、異議申立て、研究者保護、学問の自由の保障といった具体的制度が乏しい。リスク認識の言葉はあるが、国家戦略化・安全保障化を抑制する制度設計がない。とくに学術会議の「提言」大規模感染症や気候変動、超少子高齢社会などの喫緊の課題及び生成 AI の発展を含むデータ科学の進展がもたらす社会の急速な変革に対応する包摂的な科学技術・イノベーションを可能にする制度や取組の実現」にある科学の進展の影の部分は例えば「地球規模課題とプラットフォーム支配を巡る新競争」では国際的な覇権争いの文脈として定義され、気候変動（クリーンエネルギー）やバイオテクノロジー（感染症対策）は、純粋な社会課題解決としてではなく、国家の命運を握る「国家戦略技術領域（16分野）」に指定され（「第7期基本計画」4頁）、国費を重点投資して国際競争に勝つための道具として扱われた。

## 2. 知の基盤としての「科学の再興」

本来であれば、この章は、長期的・自由発想型・ボトムアップ型の学術研究を取り戻す中心的な章のはずである。なるほど、競争的研究費のような「選択」を経ない、研究者の自由な発想に基づく多様な研究を支える基盤的経費の確保が不可欠であると述べている。しかし、章全体では「科学の再興」は、純粋な学術基盤をとりもどすことではなく、研究大学群の改革、AI for Science、研究設備の共用化、研究評価改革、大学改革、機能分化と一体化されてしまっている。

「近年、我が国の研究力は相対的低下が指摘されており、科学技術・イノベーションの基盤として、科学を再興させるための取組が必要となって

いる。同時に、科学技術が経済・社会を大きく変化させる時代にあっては、知の創出とともに、限られた資源を最大限活用するため、我が国として戦略的に重点化する領域を特定し、一気通貫の支援を行うことで重要技術における国際的優位性を確保することも必要である」(15頁)というが、「再興」しなければならぬほど「ダメ」にしたのは誰か。そもそもこの基本計画に問題があったのではないのか？そもそも「再興」とは何かである？

「草案」作成間際に急遽設置されたと思われる『科学の再興』に関する有識者会議では「人や資金の好循環とそれを持続的に可能とする環境を確立し、新たな『知』を豊富に生み出し続けることができる」状態とすることが不可欠であり、これにより、我が国の強みを最大限生かし相対的に失いつつある我が国の基礎研究・学術研究の国際的な優位性を取り戻すことが重要である。これがすなわちあえて『科学』の視点から整理した『科学の再興』(「科学の再興に向けて 提言」『科学の再興』に関する有識者会議 2025.11) だという。敢えてというので酷評するのも問題かもしれないが、「豊富に生み出し続ける」などという「打ち出の小づち」のようなおとぎ話を科学の視点だというが、そもそもイノベーションは先に述べたように同様の発想で創造的知を生み出し、社会に実装し続ける好循環システムを下敷きにつかつたのであろう。この提言はそっくり反映されている。一握りの御用学者の提言がそっくりとりこまれ、科学者コミュニティの代表としての学術会議の提言は慇懃無礼に排除したに等しい。

科学を「再興」させるための取り組みと称して、戦略的に重点化する領域を特定し、「一気通貫」、重要技術における国際的優位性を確保するという。これでは先に触れたオスロ・マニュアルのイノベーションそのものであり、重点化された領域以外の分野は見捨てられることとなる。「科学の再興」とは全く無関係の政策が述べられ、理路一貫性がない。

「研究力」の低下の原因は第二期計画から始まる重点化政策、「選択と集中」と競争原理、成果主義による研究の荒廃、基盤的運営経費の長期削減、研究者のポスト削減等々枚挙にいとまがない。しかし、ここではその掘り下げがなされていない。

1) 「基盤的経費の確保」が明記されながら、その中身が十分に独立した形で保障されていない。科研費の大幅拡充、全面基金化、若手支援などは

重要であるが、これらは依然として競争的・選抜的な支援を中心としている。自由発想型研究を支えるには、競争的資金の拡充だけでは不十分であり、大学・部局・研究室単位で安定的に使える基盤的経費の回復が不可欠で、計画ではそうしたことをこそ言明すべきである。

2) 「研究大学群」の形成が、研究力回復の名のもとに、提言されているが、それは大学間格差を固定・拡大する危険がある。

この第2章では国際卓越研究大学制度や J-PEAKS を通じて研究大学群を形成し、研究時間50%以上を実現する研究大学を20大学以上とする目標を掲げている。しかし、これは選ばれた大学に集中的支援を行う一方、その他の大学を周辺化する可能性がある。研究力の裾野を広げるのではなく、研究大学の選別と階層化を強める設計となっている。

3) 高等教育機関の「機能分化」「規模の適正化」「再編・統合」が、研究力強化の文脈で語られている点は重大である。18歳人口の急減や理数系人材需要を理由に、大学の機能強化、地域アクセス確保、再編・統合、撤退支援までを総合的に推進しているが、これは、大学を教育研究機関としてではなく、人口動態・産業需要・地域再編に応じて整理される政策単位として扱うものであり、大学の自治と多様性を損なう危険がある。日本私大教連の声明が最も厳しく批判している。

4) AI for Science の推進は、研究効率化の名のもとに、研究データの国家的管理を強化する危険性がある。研究データの国外移転、学習利用、サーバーの場所等について国として考え方を示し、適切な管理を徹底するとしているとはいうが、オープンサイエンスを掲げながら、同時に「オープン・アンド・クローズ戦略」によってデータの囲い込みを進める矛盾があり、学術の開放性との緊張関係が十分に検討されていない。

5) 研究評価改革も不十分である。定量評価への過度な偏重を避けるという記述はあるが、同時に、論文順位、研究時間、国際共著率、AI 関連論文率、共同研究額などの指標が強く掲げられている。指標は政策評価のためとされても、現場では資金配分・組織評価・人事評価と結びつきやすい。研究者の行動を指標適合的に変える圧力がかかる危険性がある。

(下は次号に掲載)



## 紹介 「トランプと Anthropic の争いの核心にある核の悪夢—クロードに ミサイル攻撃を阻止する能力を託すべきか？」 VOX 紙 2 月 28 日 Keating 著

アンソロピック社とトランプ政権との対立が報じられている。それに関して、米国のリベラル系メディア VOX に掲載された表題の記事を紹介する。

[https://www.vox.com/politics/480911/nuclear-ai-pentagon-anthropic?utm\\_source=Newsletter&utm\\_campaign=2dc4f7b48e-EMAIL\\_CAMPAIGN\\_2026\\_03\\_02\\_06\\_57&utm\\_medium=email&utm\\_term=0\\_-](https://www.vox.com/politics/480911/nuclear-ai-pentagon-anthropic?utm_source=Newsletter&utm_campaign=2dc4f7b48e-EMAIL_CAMPAIGN_2026_03_02_06_57&utm_medium=email&utm_term=0_-) (以下要旨)

アンソロピックは国内の大規模監視と完全自律型兵器への AI の利用を禁じている。ペンタゴンはこの制約を撤廃し、あらゆる「合法的な目的」での使用を認めるよう要求した。これを拒否したことが対立点だとされているが、ワシントンポストは、発端は米国に対する核攻撃の可能性における AI 使用の是非だったと報じた。12 月、国防省研究技術担当次官が CEO のアモディに、核ミサイルが米国に向かって飛来するシナリオでクロード利用を拒否するか尋ねたところ、国防総省はアンソロピックに連絡し確認すべきだとアモディが答えたので次官は激怒したという。

以前から核指揮統制システムへの AI の統合について議論が続いている。米国も他国も、核攻撃を命じるか否かの決定を AI に委ねる可能性は低い。問題は、衛星、レーダー、その他のセンサーシステムが収集した膨大なデータを統合し、脅威を可能な限り迅速に検知する「戦略的警告」において、人間の意思決定を加速させるために AI をどの程度活用するかだ。

米国が弾道ミサイル攻撃を受けるシナリオでは、大統領は報復か否か、核戦争を引き起こすか否かの決断を数分で下さねばならない。何百万人もの命が、システムの正確な動作にかかると。これまで検知システムが誤作動し、人間の直感で回避できた例は数多い。脅威検知を正確に行う技術はまだ存在していないこともアモディが躊躇した理由の一つだろう。

国防総省統合人工知能センター元所長は、核脅威の検知と対応が人工知能に委ねられた場合、「大惨事になる方向に向かうだろう」と語った。ロンドンの研究者によれば、クロード、ChatGPT、Google Gemini などの AI モデルは、模擬戦争ゲームにおいて人間よりもはるかに核兵器の選択肢を推奨する傾向が強い。

AI が直接核兵器を発射することはなくとも、大統領は極度のプレッシャーの下、数十億ドルのシステムによる処方箋を拒否し得るだろうか。

AI の軍事利用が、インターネットなど国防総省から発展した過去の技術と異なるのは、民間企業が開発したことである。このことが文化衝突を必然的に引き起こす。AI の安全性に対する懸念を前面に打ち出す企業と、ヘグゼス率いる「反覚醒派」の国防総省との間ではなおさらだ。この衝突が今後どう展開するか、他社が自社 AI の使用を許可するかは、核戦争における AI の役割を決定する可能性がある。

\*\*\*\*\*

以下は筆者の感想。私たちは今も米露の指導者の 5 分間の決断次第で世界が破滅する淵に立っている。AI はその危機を回避するどころか破局をもたらしかねない。2 月 28 日に米軍は作戦開始から 24 時間で AI が選定した 1000 以上の目標を攻撃した。司令官が判断したと言うが、実際には AI の指示通り爆撃し多くの民間人をころした。核ミサイルも発射ボタンは人間が押すとしても AI の判断を瞬時に覆すことができるだろうか。核兵器がある限り問題は避けられない。根本的解決は核兵器全廃以外ありえない。

この問題はまた研究者や企業の倫理を問う。「研究成果がどのように活用されるかは社会に委ねられる」と九州大学などは答えた(本紙 111 号)がそれでもいいか。研究が軍事活用された場合に何がもたらされるかを科学者は想像すべきであり、「倫理的に誤っていたり、負の効果をもたらす科学の応用について、警告すべき特別な責任を有する」(ブダペスト宣言)

倫理を重視する AI 開発を掲げて発足したアンソロピックは、25 年度に非戦闘領域に限定して 2 億ドルで国防総省にクロードを提供した。しかし政権はイラン攻撃に使用し多くの犠牲者を生み出し、さらに政権に逆らう見せしめに政府契約から閉め出した。

民間の技術を力づくで軍事に篡奪しようとする権力。日本の研究者や企業も、このような権力の本質を認識し、軍事利用を拒否する覚悟が問われている。(小寺隆幸 2026.3.11 連絡会 ML 投稿の修正)

### 軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>  
軍学共同反対連絡会事務局 メール [pokojpeace@gmail.com](mailto:pokojpeace@gmail.com) 小寺隆幸